

新型コロナ感染対策

入院ベッド確保の取り組み

上條 彰一（日本共産党）



問 新型コロナは、感染力が強く、重症化リスクが高い変異株へと置き換わりつつあります。重症者が増えて医療が逼迫する中、入院も治療も受けられず、自宅等で亡くなる患者が急増しています。保健所や病院と連携をとり、入院ベッドを確保するための取り組みが必要と考えます。以前質問しましたが、これは人命に関わる問題です。危機感を持って対策を取っていくことが市民の命を守る上で大切と思いますが、これまでの対応と見解を伺います。

答 新規陽性者への対応は、都保健所が一元的に自宅療養、宿泊療養、入院等の対応を継続して行い、保健所管内での入院調整だけでなく、都内を広域的にとらえた入院調整も行っています。また、都は患者退院後の後方支援病院を補助金で支援し、ベッド確保等に取り組んでいます。市単独でベッド確保の対応は難しいと考えますが、情報共有の場は今後も活用し、保健所等と連携して対応していきたい。

一般質問項目

①新型コロナから、命を守り、感染を抑止する対応について ②歯と口腔の健康づくりについて ③「気候危機」打開の対応について

行政相談

オンライン相談の実施を

大沢 純一（公明党）



問 コロナ禍の長期化で外出できないことから、オンラインでの行政相談の必要性が高まっていると考えます。とくに若い世代にとっては、スマートフォンでアクセスできない制度は存在していないのと同じだという意見があり、さらに就職氷河期世代を支援する市内の団体からは、オンラインになって男性よりも女性の参加者が増えたことを聞きました。オンラインでの相談、支援は若者や女性にとってとても有効と考えますが、見解を伺います。

答 オンライン相談は、感染対策を講じた上で顔を見ながら相談できる有効な手段であると考えています。若者向けのオンライン相談窓口を現在、市で開設する予定はありませんが、希望者にはオンライン相談を開始した東京都若者総合相談センター若ナビαを案内しています。なお、コロナ禍における状況を受けて市全体の方向性を検討しているところであり、高齢者向けを中心に広げていきたいと考えています。

一般質問項目

①孤独・孤立の防止と支え合いの施策について ②「誰ひとり取り残さない社会」のための施策について

歴史民俗資料館前の障害物

今後の対応は

くばた 学（NHKから国民を守る党）



問 歴史民俗資料館前の通り沿いには、数年前から誹謗中傷する内容の木造の札が壁一面に貼られ、その他、鉄パイプ、巨大な石等が多数置かれています。市はこのような状況を把握しているのか。景観や安全の観点からも、これらが放置されていることは問題です。解決には、この土地の所有者にはっきりと理解していただかなければならないと考えます。ぜひ納得できる形で解決を図っていただきたい。今後の展開について、お示しください。

答 看板や石等が置かれているのは把握しています。壁に貼られている立て札は、私有地のため撤去できません。道路上等に置かれた物については、何度も撤去しています。この行為をしている方とは話をしていますが、理解していただけない状況です。現状は、防犯カメラの設置や法務相談等を行っています。今後も道路上等に置かれた場合は、通行の安全等を考慮し、立川警察署と連携を図って対応していきたい。

一般質問項目

①歴史民俗資料館前の誹謗中傷看板について ②オリンピックパラリンピックについて

香害・化学物質過敏症

周知の取り組みを

山本 洋輔（緑たちかわ）



問 洗剤、柔軟剤、食品添加物、たばこ、香水、農薬等の化学物質によって体調不良を引き起こす、香害・化学物質過敏症に苦しむ人が増えています。症状も少し気分が悪くなる程度ではなく、進学や就職に影響したり、当たり前には享受できないはずの衣食住すら脅かされてしまう深刻な問題だと感じています。市としてはこの問題を啓発し、必要な配慮に取り組むべきだと考えますが、今後の取り組みや周知についての見解を伺います。

答 消費生活センターに寄せられた香害・化学物質過敏症に関する相談件数は、平成28年度から令和2年度までの5年間で合計6件となっています。また、消費生活事業の中での啓発として、消費者団体と協力して令和元年に香害・化学物質過敏症に関する消費生活講座を開催しました。今後も講座を企画したり、国民生活センターや都が作成したチラシを活用するなど、消費生活事業の中で啓発していきたい。

一般質問項目

①行政の情報提供について ②ひきこもり支援について ③香害・化学物質過敏症について

子ども総合条例

最善の利益保障のため制定を

稲橋 ゆみ子（立憲民主・たちかわ）



問 子どもの最善の利益の保障をうたう東京都子ども基本条例が制定されました。都にあわせて市も、これまでの子ども関係施策の根拠となる、子ども総合条例と呼ぶべき条例を制定すべきと考えますが、見解を伺います。今後子ども支援の拠点となる施設が計画されていますが、建物だけでなく、関係部署が連携し真に課題を解決できる機能とならなければ、市民の評価は得られません。条例の制定はその取り組みの根拠として必要と考えます。

答 都の条例制定を受け、市でも子どもの目線に立った施策の推進に引き続き取り組む必要があると考えています。第4次夢育て・たちかわ子ども21プランにおいて、子どもの権利の尊重はプラン全体の基本となる考え方であり、その視点を大切にしています。現在条例制定の予定はありませんが、夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議からも条例について検討するよう要望があり、今後議論していきます。

一般質問項目

①暮らしの現場からみえた「子ども支援・まるごと支援」の重要性 ②スクールソーシャルワーカーの担う役割 ③地域共生社会を目指す市内の「本気」の連携体制の構築へ向けて

陳情はこうなりました

①陳情を議会で採択

令和3年第1回定例会で、「陳情第2号 弁天通り経由立川駅行きのコミュニティバス新設に関する陳情」を採択

②市長に送付

③市長からの報告

立川駅の交通手段として、かつて運行されていた「弁天通り経由立川駅行きバス」をコミュニティバスとして新設することについては、路線バスの補完と運行コンセプトから、路線バスと競合する本路線で運行することは困難な状況です。また、路線バスでの再運行について、バス事業者に照会したところ、再運行は困難との回答でした。一方で、今後の道路整備やまちづくりの環境変化を踏まえた対応とともに、本地域のみならず、全市的に福祉の視点を含めた移動手段のあり方について、検討を続けていきます。

請願と陳情について

●請願と陳情●

市政等に関することについて、直接市議会に要望する方法として、請願や陳情があります。請願は、議員の紹介をへて、議会に提出するものです。また陳情は議員の紹介は不要ですが、本会議の際の議員の席上配付にとどめる場合があります。

請願・陳情は、委員会での審査をへて、本会議で採択か不採択が決められます。採択されると、議会は市長や関係機関に意見書等を送付し、その実現に努力するよう求めます。

市長からは、採択された内容について、処理経過及び結果の報告が送付されます。

●請願（陳情）の提出方法●

- 請願（陳情）のできる人 どなたでも、請願（陳情）できます。
- 請願（陳情）の書き方 請願（陳情）書は、下記事項を記載の上、文書で提出してください。
 - ・件名 ・請願（陳情）の趣旨 ・提出年月日
 - ・請願（陳情）者の住所
 - ・請願（陳情）者の署名、または記名・押印
 - ・紹介議員の署名、または記名・押印（陳情の場合は不要）詳しくは、市議会ホームページをご覧ください。